

社会福祉法人 宝安寺社会事業部 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝安寺社会事業部（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

- 第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1-1に定める額とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表第1-2に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(職員を兼務する理事の報酬及び職員給与の取扱い)

第5条 前2条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員に対する報酬の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第9条の規定に準じて支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表第1 (役員報酬)

1 常勤役員 該当者なし (職員としての給与を支給される者を除く。)

2 非常勤役員

(1) 理事

区 分	報酬の額
理事会への出席ほか法人業務のための出勤	日額11,137円

(2) 監事

区 分	報酬の額
理事会への出席ほか法人業務のための出勤 (評議員選任・解任委員会への出席及び監査業務を除く)	日額11,137円
監査業務	一回22,274円

別表第2 (評議員報酬)

区 分	報酬の額
評議員委員会への出席ほか法人業務のための出勤	日額11,137円